

総社市高梁川新架橋整備方針審議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 高梁川新架橋について、今後の整備方針等について審議し、市長に意見を述べることを目的として総社市高梁川新架橋整備方針審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の役職員
- (3) 市民代表その他市長が適当と認める者

2 委員は、前条の審議会の目的を達成したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長がともに欠けているときは、市長が招集する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、土木課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月14日から実施し、第1条の審議会の目的が達成されたときは、その効力を失う。